

# 徳島県土地利用計画（仮称）

## 新旧対照表

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p>前文</p> <p>この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、徳島県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関する基本的事項について定める計画であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）及び県内の市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とともに、同法第4条の国土利用計画を構成し、市町村計画及び徳島県土地利用基本計画の基本となるものである。</p>	<p>はじめに</p>	

第4次 県計画	第5次 県計画	備考
	<p><b>本計画の役割</b></p> <p>本計画は、国土利用計画法に基づく国土利用計画かつ土地利用基本計画であり、県土の利用や土地利用の調整等について一体的に整理した。</p> <p>1 国土利用計画としての役割 県土をめぐる基本的条件の変化等を踏まえ、今後の県土の利用に関する基本方針を定めるとともに、利用区分ごとの規模の目標及び目標達成のために必要な措置について定める。</p> <p>2 土地利用基本計画としての役割 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の別に土地利用の指導原則を定めるとともに、複数の地域が重複している場合の土地利用の調整方針について定める。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>第1 県土の利用に関する基本構想</b></p> <p><b>1 県土利用の基本方針</b></p> <p><b>（1）基本理念</b>  県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。</p> <p><b>（2）県土の特性</b>  本県は、四国の東部に位置し、県土面積は約4,145km<sup>2</sup>である。気候は、北部は温暖乾燥の瀬戸内気候、南部は温暖湿潤な太平洋気候に大別され、内陸部の一部には、冷涼・湿潤な日本海側気候（山岳気候）も含み、気象条件は複雑である。</p> 山地が多く、県土の75%は森林であり、中央部を東西に走る四国山地は、西日本有数の高山である剣山を中心として険しい山々が連なり、北部の讃岐山脈は、なだらかで低い山々が並んでおり、山麓には扇状地が発達している。また、「四国三郎」吉野川を始めとして、多くの河川が上流で美しい渓谷を築き、中下流には肥沃な土壌を供給するなど、大きな恵みをもたらしている。海岸部は、北部には砂浜海岸が多いのと対照的に、南部では、山地が海に迫ったリアス式海岸が多く、海は深く、港湾として適当な地形を有している。 地質的には、中央構造線を始めとする構造線に沿って、地すべり地帯が密集し、地すべりや山腹崩壊が多い。 県土の人口分布は、東部地域に人口の74%が居住しており、東部地域への集中が高まる一方で、中山間地域では過疎化・高齢化が進行している。 今後の県土の利用を計画するに当たっては、これらの特性を踏まえ、県土の利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。	<p><b>第1 県土の利用に関する基本構想</b></p> <p><b>1 県土利用の基本方針</b></p> <p><b>（1）基本理念</b>  県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。</p> <p><b>（2）県土の特性</b>  本県は、四国の東部に位置し、県土面積は約4,147km<sup>2</sup>である。気候は、北部は温暖乾燥の瀬戸内気候、南部は温暖湿潤な太平洋気候に大別され、内陸部の一部には、冷涼・湿潤な日本海側気候（山岳気候）も含み、気象条件は複雑である。</p> 山地が多く、県土の76%は森林であり、中央部を東西に走る四国山地は、西日本有数の高山である剣山を中心として険しい山々が連なり、北部の讃岐山脈は、なだらかで低い山々が並んでおり、山麓には扇状地が発達している。また、「四国三郎」吉野川を始めとして、多くの河川が上流で美しい渓谷を築き、中下流には肥沃な土壌を供給するなど、大きな恵みをもたらしている。海岸部は、北部には砂浜海岸が多いのと対照的に、南部では、山地が海に迫ったリアス式海岸が多く、海は深く、港湾として適当な地形を有している。 地質的には、中央構造線を始めとする構造線に沿って、地すべり地帯が密集し、地すべりや山腹崩壊が多い。 県土の人口分布は、東部地域に人口の78%が居住しており、東部地域への集中が高まる一方で、中山間地域では過疎化・高齢化が進行している。 今後の県土の利用を計画するに当たっては、これらの特性を踏まえ、県土の利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>（3）県土利用をめぐる基本的条件の変化</b></p>	<p><b>（3）県土利用をめぐる基本的条件の変化</b></p> <p>今後の県土の利用を計画するに当たっては、県土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。</p> <p>現在、本県は、既に人口減少社会を迎えており、今後も、急激な人口減少が予想されている。都市部では、一定程度、土地需要が増加する地域も想定されるものの、全体として土地需要は減少し、これに伴って県土の利用は様々な形で縮小していくことが想定される。その結果、県土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念されることから、今後の県土利用においては、本格的な人口減少社会における適切な利用・管理のあり方を構築していくことが重要となる。</p> <p>また、自然環境については、開発圧力が減少する機会をとらえ、その保全・再生を図るとともに、再生可能な資源・エネルギーの供給や防災・減災、生活環境の改善等、自然が持つ多様な機能を積極的に評価し、地域における持続可能で豊かな生活を実現する基盤として、経済社会的な観点からもその保全と活用を図ることが重要となる。</p> <p>さらに、本県は、「南海トラフ地震」や「中央構造線・活断層地震」、気候変動に伴い頻発化・激甚化する豪雨災害などのあらゆる自然大規模災害に備え、居住地や公共施設の立地など利用面における安全・安心に対する県民の意識が高まりを見せている。人口減少は開発圧力の低下等を通じて空間的な余裕を生み出す側面もあるため、中長期の視点から計画的、戦略的に、より安全で持続可能な県土利用を実現することも重要となる。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>イ 安全で安心な県土への要請</b></p> <p>近年、大型台風や集中豪雨による災害の増加や被害の甚大化、自然災害のおそれのある地域への居住の拡大、過疎化・高齢化に伴う地域社会の弱体化などがみられ、安全で安心な県土への要請が高まっている。</p> <p>特に、今後30年以内に60%程度の確率で発生するとされる南海地震<sup>※1</sup>の切迫性は高まっており、地震発生時に県民の生命財産を守り、災害の被害を最小限に留める対策が急がれている。</p> <p>また、吉野川、那賀川でのダム貯水率が0%となる異常渇水が頻発し、流域の農業・工業等へ影響を与えている。</p>	<p><b>（4） 本計画が取り組むべき課題</b></p> <p>県土利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえ、本計画が取り組むべき課題は以下のとおりである。</p> <p><b>（ア）災害に対して脆弱な県土</b></p> <p>本県は、沿岸部など災害リスクの高い地域もあり、県土利用上、災害に対して脆弱な構造となっている。津波により沿岸域に大きな被害をもたらした東日本大震災は、県土利用の根本的な課題を県民に強く意識させた。今後も、南海トラフ地震の発生が30年以内に70%～80%程度と高い確率で予想されているなど、強い地震が発生する可能性がある。</p> <p>また、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、さらに今後、地球温暖化に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、水害、土砂災害が頻発化・激甚化することが懸念される。一方、無降水日数も増加することが予測されており、渇水が頻発化・長期化・深刻化することも懸念される。</p> <p>防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する県土利用への転換が急務となっている。また、都市においては、土地の高度利用の進展など経済社会の高度化に伴う都市型水害等に対する脆弱性の増大や、地震時等に著しく危険な密集市街地への対応も重要な課題となっている。農山漁村においても、県土管理水準の低下に伴う県土保全機能の低下が懸念されている。安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、県土利用においても、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、すみやかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靱化や事前復興の取組を進めていくことが必要である。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備考
<p><b>ア 県土の有効利用への要請</b></p> <p>本県の人口は、近年、全国に先行して減少過程に移行し、65歳以上の高齢者の割合も全国平均より高く、今後もこの傾向は続くと予想されている。</p> <p>このような人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展の中で、全体としては市街化圧力は弱まる傾向にある。</p> <p>特に、都市内においては、一部の利便性の高い地区での人口増加の一方、それ以外の地区での人口減少が見通される中、中心市街地の空洞化、虫食い状に増加する低未利用地<sup>1</sup>などにより、土地利用の効率の低下などが懸念される。</p> <p>また、農用地、森林等の自然的土地利用からの転換圧力も減少傾向にあるが、都市の外周部において、農地から宅地への転換など拡散型の土地利用がみられることから、都市機能の拡散を抑制するため、引き続き土地利用転換の調整を図る必要がある。</p> <p>したがって、全体としては地目間の土地利用転換は鈍化しているものの、地区によっては土地の収益性や利便性に対応した新たな集積なども見込まれることから、土地需要の調整、効率的利用の観点から引き続き県土の有効利用を図る必要がある。</p>	<p><b>（イ）人口減少による県土管理水準等の低下</b></p> <p>本県の人口は、昭和25年の878,511人をピークに、昭和45年頃まで減少が続いた後増加に転じたが、昭和60年頃を境として、以降は再び減少傾向にあり、平成11年以降は毎年減少している。</p> <p>また、若年人口や生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が進むとともに、人口の地域的な偏在も進展している。人口動態の変化は、県土の利用にも大きな影響を与える。市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、低・未利用地や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下が懸念される。</p> <p>また、農山漁村では、農地の転用に加え、高齢の農業就業者の離農等による農地の荒廃により、農地面積が減少するとともに、農地の管理水準の低下も懸念されている。農業就業者の高齢化が進む中、営農等の効率化のため、担い手への農地集積・集約を進めていくことも課題である。林業・木材産業においては、長期にわたって木材価格が下落するなど厳しい状況にあり、一部に必要な施業が行われない森林もみられる。</p> <p>県土管理水準の低下や都市化の進展などの県土利用の変化は、水源涵養機能の低下や雨水の地下浸透量の減少等を通じて、水の循環にも大きな影響を与える。また、土地取引が多い都市や高齢化が著しい山村での地籍整備が特に遅れているなど、土地境界が不明確な状況では、土地の有効利用の妨げとなり得る。</p> <p>さらに、都市へ人口移動が進む中で、本県を含む地方を中心に、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、円滑な土地利用に支障をきたすおそれがある。</p> <p>このような問題は、既にその多くが顕在化しているが、対策を怠れば、今後、ますます状況が悪化するおそれがある。このため、本格的な人口減少社会においては、県土の適切な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要な課題となる。</p> <p>また、人口減少、高齢化と経済のグローバル化に伴う国際競争の激化が共に進行していく中で、経済成長を維持し県民が豊かさを実感できる県土づくりを目指す観点から、生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層、推進していくことも必要である。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備考
<p><b>エ 良好な景観への要求や自然志向等の高まり</b></p> <p>美しい農山漁村や落ち着いた都市の景観の毀損、生活環境や自然環境の悪化などが懸念される一方、歴史的・文化的景観の保全や里地里山<sup>※</sup>の保全・再生、自然とのふれあいや心の豊かさ等に対する県民の志向が高まっている中で、安全面や環境面も含め、人の営みと自然の営みの調和を図ることにより、美しくゆとりある県土利用を更に進めていくことが求められている。</p> <p>このような県民の要請にこたえる県土利用の質的向上を図っていくことが重要となっている。</p>	<p><b>（ウ）自然環境と美しい景観等の悪化</b></p> <p>人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す面もあるため、この機会をとらえ、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する県土利用を進めていく視点が重要である。この観点から、過去の開発や土地の改変により失われた良好な自然環境や生物の多様性を再生していくことが大きな課題となる。特に、一度開発された土地は、それまでの利用が放棄されても人為的な土地利用の影響が残ることから、その地域本来の生態系には戻らず、荒廃地等となる可能性がある。</p> <p>このような土地については、自然の生態系に戻す努力が必要となる。加えて、今後、土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、一部の侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念される。また、気候変動は、広く県土の自然環境に影響を及ぼし、更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されることから、気候変動による将来的な影響も考慮して、これに適応し、自然環境と調和した持続可能な経済社会システムを構築していくことが必要である。</p> <p>自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化等を通じて、食料の安定供給、水源の涵養や県土保全など暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）に大きな影響を及ぼす。このため、食料やエネルギー資源の多くを海外に依存する我が国において、生態系を保全し、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に利活用していくことは、バイオマス等の再生可能エネルギーの地域レベルでの安定確保や健全な水循環の維持又は回復等を通じて地域の持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要である。また、自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることが重要である。さらに、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出し、</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>ウ 低炭素社会，循環型社会，自然共生社会への転換</b></p> <p>地球温暖化が進行し温室効果ガス<sup>1)</sup>排出削減が急がれる状況や，地球規模での生態系の危機等，自然の物質循環への負荷の増大にもなっている諸問題や，東アジアの経済成長にともなう資源制約の高まりに適切に対処するため，循環と共生を重視した県土利用を基本とすることが重要となっている。</p> <p><b>オ 地域の土地利用への参加と地域を越えた土地利用相互の関連性</b></p> <p>県民の価値観の多様化などの中で，例えば身近な生活空間として土地利用を認識し，建物，道路，緑などを一連のものとしてとらえて快適性や安全性を考えるなど，個々の土地利用を横断的にとらえるべき状況がみられる。</p> <p>また，港湾・空港の拡張整備や高規格幹線道路等の整備推進による陸海空の広域交通ネットワークの形成により，人々の行動範囲が拡大する中で，例えば，都市近郊での大規模集客施設の立地により，周辺市町村の既存市街地での低未利用地が増加するなど，特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況がみられる。</p> <p>さらに，地域間の交流・連携が進む中で，例えば，森林づくり活動への都市住民の参加など，地域の土地利用に対して地域外からも含めて様々な人や団体が関与する状況もみられる。</p> <p>すなわち，地域の様々な土地利用をそれぞれ別個のものとしてとらえるのではなく，土地利用の相互の関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大などを踏まえ，総合的にとらえていくことの重要性が高まっている。</p> <p>また，身近な空間の土地利用に自らもかかわりたいという人々の意識の高まりや，土地利用諸制度にかかる地方分権の進展などの中で，地域の実情に応じた創意工夫ある取組の重要性も高まっている。</p> <p>これらの状況に適切に対応するため，地域ごとの柔軟な対応の下，次世代へ向けて能動的に県土利用について総合的な観点からマネジメントを行っていくことが期待される。</p>	<p>次世代に継承するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、地域固有の伝統や文化を継承しつつ個性ある地域を創生する観点からも重要である。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>（４）基本方針</b></p> <p>これらの基本条件の変化を踏まえ、本計画の課題は、限られた県土資源を前提として、必要に応じて再利用を行うなど、その有効利用を図りつつ、適切に維持管理するとともに、県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うだけでなく、全体としては土地利用転換の圧力が低下するという状況を県土利用の質的向上をより一層積極的に推進するための機会としてとらえ、県土利用の質的向上を図ること、さらに、これらを含め県土利用の総合的なマネジメントを能動的に進めることによってより良い状態で県土を次世代へ引き継ぐことである。</p> <p>これらの課題への対応に際しては、長期にわたる内外の潮流変化をも展望しつつ、豊かな生活や活力ある生産が展開される場として、県土の魅力を総合的に向上させるよう努めることが重要である。</p> <p><b>（ア）安全で安心できる県土利用</b></p> <p>災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土利用を基本としつつ、地域で災害に備える「共助」や被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を踏まえ、諸機能の適正な配置、防災拠点の整備、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペース<sup>1)</sup>の確保、ライフライン<sup>2)</sup>の多重化・多元化を進めるとともに、水系の総合管理、農用地の保全管理、森林の持つ県土保全機能の向上、総合的な渇水対策の推進等を図ることにより、県土の安全性を総合的に高めていく必要がある。</p>	<p><b>（５）県土利用の基本方針</b></p> <p>（４）で示した課題に取り組むため、本計画は、「強靱安心を実現する県土利用」、「土地の特性に応じた適切な県土利用」、「未来環境を実現する県土利用」の3つを基本方針とし、県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指す。また、人口減少社会において、このような県土利用を実現するための方策についても、その考え方を示す。</p> <p><b>（ア）強靱安心を実現する県土利用</b></p> <p>強靱安心を実現する県土利用については、あらゆる大規模自然災害に対し致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持った県土の強靱化に向け、事前復興の考え方を基本に、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせた防災・減災対策を実施する。また、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。</p> <p>さらに、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保する。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>ア 土地需要の量的調整</b></p> <p>土地需要の量的調整に関しては、まず、人口減少下においても当面増加する都市的土地利用<sup>*)</sup>について、土地の高度利用や低未利用地の有効利用を促進することにより、その合理化及び効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図る。</p> <p>他方、農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある人間環境の場としての役割に配慮して、適正な保全と耕作放棄地<sup>*)</sup>等の適切な利用を図る。</p>	<p>など、地域レベルから全県レベルまでのそれぞれの段階における取組を通じて県土利用の面からも県土の安全性を総合的に高め、災害に対して強靱でしなやかな県土を構築する。</p> <p><b>（イ）適切な県土管理を実現する県土利用</b></p> <p>土地の特性に応じた適切な県土管理を実現する県土利用については、人口減少下においても増加している都市的土地利用において、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進める。一方、都市の国際競争力強化の観点から、都市の生産性を高める土地の有効利用・高度利用を進めるとともに、都市環境を改善し安全性を高める土地利用を推進していく。</p> <p>農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。</p> <p>水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、雨水の貯留・涵養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域における総合的かつ計画的な水管理により、健全な水循環の維持又は回復を図る。</p> <p>大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p>また、森林、原野、農用地、宅地などの相互の土地利用の転換については、一旦転換すれば再び元の状態に戻すことが困難であること、生態系を始めとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えること等にかんがみ、計画的かつ慎重に行うことが重要である。</p> <p><b>イ 県土利用の質的向上</b></p> <p>県土利用の質的向上に関しては、県土利用の質的側面をめぐる状況の変化を踏まえ、安全で安心できる県土利用、環境首都を目指した*1県土利用、美しくゆとりある県土利用といった観点を基本とすることが重要である。その際、これらの相互の関連性にも留意する必要がある。</p> <p><b>（イ）環境首都を目指した県土利用</b></p> <p>低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つの社会構築理念のもと、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入、人間活動と自然が調和した物質循環の維持、流域における水循環と県土利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷<sup>2</sup>の低減、野生生物の生息・生育空間を有機的につなげるエコロジカル・ネットワーク<sup>3</sup>の形成による自然の保全・再生・創出等を図ることにより、自然のシステムにかなった、環境首都を目指した県土利用を進めていく必要がある。</p>	<p>なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要である。</p> <p><b>（ウ）未来環境を実現する県土利用</b></p> <p>本県の優れた自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用し、未来環境を実現する県土利用については、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。なお、その際には、県土を形づくり、県民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を基本とする。</p> <p>自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラなどの取組を推進する。また、「エネルギーの地産地消」に資する地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
	<p>さらに、自然公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中ではぐくまれた伝統や文化等を活かした観光や産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域間相互の対流を促進するとともに、地方への移住や「二地域居住」など都市から地方への人の流れの拡大を図る。</p> <p>これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進める。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を進める。</p> <p>その際、県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する県土利用を進める。</p> <p><b>（エ）複合的な施策の推進と県土の選択的な利用</b></p> <p>このような取組を進めるに当たっては、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要がある。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、国土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要となる。</p> <p>県土の適切な管理は、県土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。</p> <p>今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、国土の適切な管理を行っていくことが必要である。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>(ウ) 美しくゆとりある県土利用</b></p> <p>美しくゆとりある県土の利用の観点では、人と自然の営みが調和し相互に作用して良好な状態にあり、県民一人一人がそのように認識する県土の空間的な広がりや、県土の美しさにとらえ、地域が主体となってその質を総合的に高めていくことが重要である。</p> <p>このため、水辺空間と一体となったゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的特性を踏まえた個性ある景観の保全・形成などを進めるとともに、安全で安心できる県土利用、環境首都を目指した県土利用も含め、総合的に県土利用の質的向上を進めていく必要がある。</p> <p><b>ウ 県土利用の総合的なマネジメント</b></p> <p>県土利用の総合的なマネジメントに関しては、土地利用をめぐる様々な関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大を踏まえ、地域において、総合的な観点で県土利用の基本的な考え方についての合意形成を図ることが必要である。同時に、慎重な土地利用転換、土地の有効利用と適切な維持管理、再利用といった一連のプロセスを管理する視点や、県土利用の質的向上などの視点も踏まえ、地域の実情に即して県土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組んでいくことが必要である。それらに際しては、土地利用の影響の広域性を踏まえ地域間の適切な調整を図ることも重要である。</p> <p>また、このような地域の主体的な取組を促進していくことが重要である。</p>	<p>また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見いだすことで県土を荒廃させず、むしろ県民にとってプラスに働くような最適な土地利用を選択するよう努める。</p> <p><b>(オ) 多様な主体による県土の県民的経営</b></p> <p>これらの取組は、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上を実現される。このため、地域住民や市町村など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要である。</p> <p>特に、県土管理については、このような地域による取組を基本としつつ、県土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを受取る都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参加による県土管理（県土の県民的経営）を進めていくことが、一層、重要となる。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>エ 課題への対処</b></p> <p>これらの課題への対処に当たっては、都市における土地利用の高度化、農山漁村における農用地及び森林の有効利用、両地域を通じた低未利用地の利用促進を図るとともに、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組合せにより調和ある土地利用を進めるなど、地域の自然的・社会的特性を踏まえた上で、県土の有効かつ適切な利用に配慮する必要がある。</p> <p>さらに、国、県及び市町村による公的な役割の発揮、所有者等による適切な管理に加え、都市住民等の多様な主体による森林づくりや農地の保全管理等直接的な県土管理への参加や、地産地消や募金等間接的に県土管理につながる取組などにより、県民一人一人が県土管理の一翼を担う動き、すなわち「県土の県民的経営」を促進していく必要がある。</p>		

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>2 地域類型別の県土利用の基本方向</b></p> <p>都市、農山漁村、自然維持地域の県土利用の基本方向を次のとおりとする。</p> <p>なお、地域類型別の県土利用に当たっては、各地域類型を別個に捉えるだけでなく、各地域類型間での機能分担や交流・連携といった相互のつながりを双方向的に考慮する必要がある。</p> <p><b>（1）都市</b></p> <p>市街地については、人口減少と人口構造の変化の中で市街化圧力の低下が見通されることから、これを集約型の都市構造<sup>※</sup>を目指す好機ととらえ、温室効果ガスの排出を抑制するなど環境負荷を低減し、安全・安心かつゆとりのある都市環境の形成を目指すことが重要となっている。このため、既成市街地においては土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効活用を図るなど、コンパクトなまちづくりを推進する。</p> <p>市街化を図るべき区域においては、地域の実情に応じ、都市施設の整備を推進するなど、計画的に良好な市街地等の整備を図る。また、農山漁村との相互の機能分担、交流・連携による健全な調和を図りつつ、効率的な土地利用を図ることとし、新たな土地需要については低未利用地の活用を優先させ、自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とする。</p> <p>また、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した県土利用への誘導、諸機能の分散配置、地域防災拠点の整備、公園や緑地などオープンスペースの確保、通信施設を始めとしたライフラインの多重化・多元化等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。</p> <p>あわせて、住居系、商業系、業務系等の多様な機能をバランス良く配置すること、健全な水循環系の構築や資源・エネルギー利用の効率化等に配慮した整備を行うことなどにより、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図るとともに、美しく良好なまちなみ景観を形</p>	<p><b>2 地域類型別の県土利用の基本方向</b></p> <p>県土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、地域類型別の県土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、相互の機能分担や対流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。</p> <p><b>ア 都市</b></p> <p>都市においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、むしろこの機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要である。このため、地域の状況等も踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約するとともに、郊外に拡大してきた市街地についても、集約するよう誘導していく。その際、低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図る。特に、空き家については、今後、大幅に増加する可能性が高いため、一層の有効利用を図る必要がある。</p> <p>また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や既に主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、耐震化等により安全性の向上を促進していくことに加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域に集約を図ることも重要である。集約化する地域の外側についても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行う。これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化など、街のにぎわいを取り戻し、高齢化にも対応した歩いて暮らせるまちづくりなど、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現する。</p> <p>さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p>成すること、また緑地や水辺空間をエコロジカル・ネットワークの形成に配慮しつつ確保することにより、美しくゆとりある環境の形成を図る。</p> <p>その他都市的利用の増大が見込まれる地域については、将来の人口、産業等の動向や、周辺地域を始めとする各地域との交流・連携の進展の状況等を見通し、自然条件に配慮しつつ、計画的かつ適切な土地利用を推進する</p>	<p>図る。新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制する。</p> <p>都市防災については、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地等が依然として存在することから、安全性の向上の推進とともに、諸機能の分散配置やバックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高めるとともに、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生が実現できるよう復興まちづくりの事前準備を行うなど、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る。</p> <p>また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備考
<p><b>（2）農山漁村</b></p> <p>農山漁村については、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を提供する等、県民共有の財産であるという認識の下、地域特性に配慮した良好な生活環境を整備するとともに、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の趣旨を踏まえつつ、京阪神への生鮮食料供給地や県産材の生産地等としての多様なニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等により総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築いていく。</p> <p>このような対応の中で、優良農用地<sup>1</sup>及び森林を確保し、その整備と利用の高度化を図るとともに、地域の住民を含む多様な主体の参画により、県土資源の適切な管理を図る。</p> <p>また、あわせて二次的自然<sup>2</sup>としての農山漁村における景観、エコロジカル・ネットワークを構成する生態系の維持・形成を図るとともに、都市との機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。</p> <p>特に、農業の規模拡大が比較的容易な地域にあっては生産性の向上に重点を置いて、農業生産基盤<sup>3</sup>の整備と効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の集積を図る。</p> <p>中山間地域等農業等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域にあっては、生産条件の不利益を補正するとともに、地域資源の総合的な活用等による地域の活性化を踏まえた土地利用を図る。</p> <p>また、農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。</p>	<p><b>イ 農山漁村</b></p> <p>農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など都市にとっても重要な様々な機能を有する。このため、農山漁村が県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の趣旨を踏まえつつ、京阪神への生鮮食料供給地や県産材の生産地等としての多様なニーズ、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り、総合的に就業機会を確保すること等により、健全な地域社会を築く。また、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成を進めることが有効である。</p> <p>このような取組とともに、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等により、農山漁村における集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに美しい景観を保全・創出する。同時に、長い歴史の中で農林業など人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理するとともに、「田園回帰」の流れも踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住・二地域居住などを含む共生・対流を促進する。</p> <p>このような県土管理の取組は、農山漁村において地域資源と再生可能エネルギーを持続的に利活用する仕組みを構築することにもつながり、これにより、地域経済の活性化や災害リスクの低減、さらには災害時における被災地への食料供給等にも貢献することが期待される。農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>（3）自然維持地域</b></p> <p>高い価値を有する原生的な自然<sup>*1</sup>を守るべき地域や、野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、エコロジカル・ネットワークの形成上、中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により、適正に保全していく。</p> <p>その際、外来生物<sup>*2</sup>の侵入や野生鳥獣被害の防止に努めるとともに、都市・農山漁村との適切な関係の構築を図る。あわせて、自然環境データの整備の推進等を図る。</p> <p>また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ、自然体験や学習を通じて自然界のルールを知り、自然の尊厳や価値を体感する場としての利用を図る。</p>	<p><b>ウ 自然維持地域</b></p> <p>高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等を総合的に図る。また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習を通じて自然界のルールを知り、自然の尊厳や価値を体感する場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、「生物多様性とくしま戦略」を推進することにより、本県の豊かな自然環境の保全・再生・活用を進める。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>3 利用区分別の県土利用の基本方向</b></p> <p>利用区分別の県土利用の基本方向は、次のとおりとする。</p> <p>なお、それぞれの利用区分を別個にとらえるだけでなく、安全で安心できる県土利用、環境首都を目指した県土利用、美しくゆとりある県土利用といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要がある。</p> <p><b>（1）農用地</b></p> <p>農用地については、効率的な利用と生産性の向上を図るとともに、将来にわたる食料の安定的供給を確保し、特に、生産と消費の距離が近いという本県農業の特性を活かし、京阪神地域等への安全で安心な生鮮食料供給地としての本県の地位と役割の一層の強化を図ることを目標として、必要な農用地の確保と整備を図る。</p> <p>また、不断の良好な管理を通じて、県土保全等の農業のもつ多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、環境負荷の少ない農業生産の推進を図る。</p> <p>特に、中山間地域においては、農業生産活動を通じて農用地が県土保全などに果たす役割を踏まえ、耕作放棄地の発生防止と解消に努め、地域条件を活かした農業の展開のための生産基盤の整備・保全を図る。</p> <p>なお、市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成の観点からも、保全を視野に入れながら、計画的な利用を図る。</p>	<p><b>3 利用区分別の国土利用の基本方向</b></p> <p>利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。</p> <p>なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、相互の関連性にも十分留意する必要がある。</p> <p><b>ア 農地</b></p> <p>農地については、将来にわたる食料の安定的供給を確保し、特に、生産と消費の距離が近いという本県農業の特性を活かし、京阪神地域等への安全で安心な生鮮食料供給地としての本県の地位と役割の一層の強化を図ることを目標として、必要な農用地の確保と整備を図る。また、不断の良好な管理を通じて県土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画に基づき、地域の実情に応じたきめ細やかな生産基盤の整備を「農地中間管理機構」や「とくしまブランド推進機構」等と連携し、農地の集積・集約を推進する。</p> <p>中山間地域などの条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、他の地域の担い手が農地管理を行う「通い耕作」といった営農形態や都市と農村の共生・対流など地域間の対流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方について検討する。</p> <p>市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図る。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備考
<p><b>（2）森林</b></p> <p>森林については、温室効果ガス吸収源対策の着実な実施、森林資源の成熟化、木材の需給動向の変化等を踏まえ、将来世代が木材生産等の経済的機能を始めとする森林の持つ多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、多様で健全な森林の整備と保全を図る。</p> <p>、都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するために、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な県民の要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。</p> <p>さらに、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。</p> <p><b>（3）原野</b></p> <p>原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。</p> <p>その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。</p>	<p><b>イ 森林</b></p> <p>森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、県内外の木材の需給動向等を勘案するとともに、「徳島県豊かな森林を守る条例」の趣旨を踏まえ、県土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、森林所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、森林所有者自らが経営管理出来ない森林について、市町村と連携し「新たな森林管理システム」を円滑に運用することで、多様で健全な森林づくりを推進する。さらに、「とくしま森林づくり県民会議」のもと、県民や企業・NPO法人など県民総ぐるみで森林の整備及び保全についても促進する。また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、この機会をとらえ、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、「徳島県県産材利用促進条例」の趣旨に基づき、県産材の利用促進を図るとともに、「とくしま木づかい県民会議」において県民総ぐるみの木づかい運動を推進し、子育て世代への「木育」活動の実施などによる県産材の需要拡大等を通じた森林資源の循環利用や、森林の整備及び保全を推進する。都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。</p> <p>さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。</p> <p><b>ウ 原野等</b></p> <p>原野等のうち、湿原、草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。</p> <p>その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>（４）水面・河川・水路</b></p> <p>水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性の確保、農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。</p> <p>また、水面、河川及び水路の整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース、熱環境の改善*等多様な機能の維持・向上を図る。</p> <p><b>（５）道路</b></p> <p>道路のうち一般道路については、広域交通ネットワークを形成する等地域間の交流・連携を促進する視点に立って、県土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。</p> <p>一般道路の整備に当たっては、道路の安全性、快適性等の向上並びに防災機能及び公共・公益施設<sup>等</sup>の収容機能等の発揮に配慮するとともに、個性ある景観の形成、環境の保全に十分配慮する。</p> <p>特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。</p> <p>また、農道及び林道については、農林業の生産性の向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。</p> <p>農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。</p>	<p><b>エ 水面・河川・水路</b></p> <p>水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。</p> <p>また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。</p> <p><b>オ 道路</b></p> <p>一般道路については、高速交通ネットワークと連携することにより、地域間の対流を促進し、災害時には、輸送の多重性・代替性の確保を目指すなど、県土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進める。このため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用も図る。整備に当たっては、「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」に基づき、全ての人々が安全・安心で快適に暮らせる道路空間や「徳島県国土強靱化地域計画」に基づき、大規模自然災害に対して「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った防災機能の向上を目指す。</p> <p>農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。</p> <p>農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>（6）住宅地</b></p> <p>住宅地については、成熟化社会<sup>*1</sup>にふさわしい豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストック<sup>*2</sup>の質の向上を図るとともに、住宅周辺の生活関連施設<sup>*3</sup>の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図る。</p> <p>また、災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な県土利用を図る。特に都市地域においては、環境の保全に配慮しつつ、都市の規模や機能に応じて、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。</p> <p><b>（7）工業用地</b></p> <p>工業用地については、企業の立地が地域経済の発展に大きく貢献し、県民所得の向上を図る上で重要なものであるとの認識の下、環境の保全等に配慮するとともに、情報化やグローバル化<sup>*4</sup>の進展等にもなう産業の高付加価値化や構造変化、産業・物流インフラの整備状況、地域産業活性化の動向、地域資源を重視した工場の立地動向を踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図る。</p> <p>また、工場移転等にもなう工場跡地については、工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講ずるなど、環境保全及び周辺の土地利用に十分留意して、有効利用を図る。</p> <p><b>（8）その他の宅地</b></p> <p>その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、中心市街地における教育文化施設・医療施設・社会福祉施設等の整備や商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化<sup>*5</sup>・サービス化<sup>*6</sup>の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。</p> <p>また、郊外の大規模集客施設については、周辺の都市構造へ広域的な影響を及ぼすことから、地域の合意形成や周辺の土地利用との調整を勘案するとともに、周辺の環境、景観との調和を踏まえた適正な立地を図る。</p>	<p><b>カ 住宅地</b></p> <p>住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、良好な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導したり、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。住宅地の整備に際しては、世帯数が計画期間中に減少に転じると見込まれるため、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用及び既存住宅ストックの有効活用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保する。</p> <p><b>キ 工業用地</b></p> <p>工業用地については、企業の立地が地域経済の発展に貢献し、地方創生を推進する上で重要なものであるとの認識の下、情報化やグローバル化の進展等にもなう工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。また、工場移転や業種転換等にもなう工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、周辺の土地利用に十分留意して、有効利用を図る。さらに、希少植物が生育する工場内の緑地等の保全に配慮する。</p> <p><b>ク その他の宅地</b></p> <p>その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。</p> <p>また、大規模集客施設の立地については、周辺の都市構造へ広域的な影響を及ぼすことから、地域の判断や周辺の土地利用との調整を勘案するとともに、周辺の環境、景観との調和等を踏まえた適正な立地を確保する。公共施設については、建て替えなどの機会をとらえ、地域の</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>（9）公用・公共用施設用地</b></p> <p>文教施設，公園緑地，厚生福祉施設，交通施設，官公署等の公用・公共用施設の用地については，県民生活上の重要性和県民のニーズの多様化を踏まえ，環境の保全に配慮して，必要な用地の確保を図る。</p> <p>また，施設の整備にあたっては，耐震性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに，施設の拡散を防ぐ観点から空屋・空店舗の再生利用や街なか立地に配慮する。</p> <p><b>（11）低未利用地</b></p> <p>低未利用地のうち，工場跡地等都市の低未利用地は，再開発用地や防災・自然再生のためのオープンスペース，公共施設用地，居住用地，事業用地等としての活用を図る。</p> <p>農山漁村の耕作放棄地は，所有者等による適切な管理に加え，多様な主体の参画を促し，農用地としての活用を積極的に図るとともに，それぞれの地域の状況に応じて森林等農用地以外への転換による有効利用を図る。</p>	<p>災害リスクに十分配慮しつつ，中心部等での立地を促進させることにより，災害時の機能を確保するとともに，より安全な地域への市街地の集約化を促進させる。</p> <p><b>ケ その他（公用・公共用施設の用地）</b></p> <p>以上のほか，文教施設，公園緑地，交通施設，環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については，国民生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ，環境の保全に配慮して，必要な用地の確保を図る。</p> <p>また，施設の整備に当たっては，耐震性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに，施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空店舗の再生利用や街なか立地に配慮する。</p> <p><b>コ その他（低・未利用地）</b></p> <p>工場跡地など，都市の低・未利用地は，居住用地や事業用地等として再利用を図るほか，公共用施設用地や避難地等の防災用地，自然再生のためのオープンスペース等，居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る</p> <p>農山漁村の荒廃農地は，作付・再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え，多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により，農地としての活用を積極的に図る。再生困難な荒廃農地については，それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や，自然環境の再生を含め農地以外への転換を推進する。</p> <p>また，土石の採取場や残土処理場等の比較的大規模な跡地は，森林への転換を進めるほか，周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク，地形等へ配慮しつつ，有効利用を図る。その際，近隣地域住民の生活環境と調和するよう，用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>(10) レクリエーション用地</b></p> <p>レクリエーション用地については、県民の価値観の多様化や国際観光の振興，自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ，県民の健康増進への配慮や自然環境の保全を図りつつ，地域の個性や資源を生かした計画的な整備と有効利用を図る。</p> <p>その際，余暇やスポーツを通じて，すべての県民が健康で活気にあふれた地域づくりに参加できるよう，森林，河川，沿岸域*等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮する。</p> <p><b>(12) 沿岸域</b></p> <p>沿岸域については，漁業，海上交通，レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから，海上における安全確保，自然環境及び景観の保全，水産資源の保護等に十分留意するなど，海域と陸域との一体性に配慮しつつ，長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合，環境の保全と県民に開放された親水空間<sup>※</sup>としての適正な利用に配慮する。</p> <p>また，沿岸域の多様な生態系及び景観の保全・再生や漂着ゴミ対策，汚濁負荷対策を図るとともに，県土の保全と安全性の向上に資するため，海岸の保全を図る。</p>	<p><b>サ その他（沿岸域）</b></p> <p>沿岸域については，漁業，海上交通，レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから，海上における安全確保，自然環境及び景観の保全，水産資源の保護等に十分留意するなど，海域と陸域との一体性に配慮しつつ，長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合，環境の保全と県民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。</p> <p>また，沿岸域は，陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため，多様な藻場・干潟，サンゴ礁などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により，沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生する。併せて漂着ゴミ対策，汚濁負荷対策を図り，また漂流・海底ゴミ対策の推進を図るよう努めるとともに，県土の保全と安全性の向上に資するため，海岸の保全を進める。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要</b></p> <p><b>1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標</b></p> <p><b>（1）目標年次及び基準年次</b> 計画の目標年次は平成30年とし、基準年次は平成17年とする。</p> <p><b>（2）前提となる人口及び世帯数</b> 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成30年において、それぞれおよそ76万人、およそ29万3千世帯になるものと想定する。</p> <p><b>（3）利用区分</b> 県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。</p> <p><b>（4）規模の目標を定める方法</b> 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口等を前提とし、用地原単位等をしんしゃくして、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとする。</p> <p><b>（5）規模の目標</b> 県土の利用に関する基本構想に基づく平成30年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。 なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。</p>	<p><b>第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要</b></p> <p><b>1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標</b></p> <p><b>（1）目標年次及び基準年次</b> 計画の目標年次は平成40年とし、基準年次は平成28年とする。</p> <p><b>（2）前提となる人口及び世帯数</b> 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成40年において、それぞれおよそ67万人、およそ27万6千世帯になるものと想定する。</p> <p><b>（3）利用区分</b> 県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。</p> <p><b>（4）規模の目標を定める方法</b> 県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。</p> <p><b>（5）規模の目標</b> 県土の利用の基本構想に基づく平成40年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。</p>	

第4次 県計画					土地利用計画（仮称）					備	考
表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標					表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標						
(単位：ha %)											
	平成17年	平成30年	構成比			目標地(ha)		構成比(%)			
			17年	30年		平成28年	平成40年	平成28年	平成40年		
農用地	32,510	30,880	7.8	7.4	農地	29,500	26,670	7.1	6.4		
農地	32,400	30,770	7.8	7.4							
採草放牧地	110	110	0.0	0.0							
森林	312,950	312,390	75.5	75.3	森林	314,860	314,860	75.9	75.9		
原野	1,560	1,550	0.4	0.4	原野等	200	200	0.1	0.1		
水面・河川・水路	16,300	16,360	3.9	3.9	河川等	21,600	21,620	5.2	5.2		
道路	12,130	12,980	2.9	3.1	道路	12,600	13,310	3.0	3.2		
宅地	14,820	15,360	3.6	3.8	宅地	15,590	16,370	3.8	4.0		
住宅地	9,440	9,770	2.3	2.4	住宅地	9,980	9,820	2.4	2.4		
工業用地	1,080	1,090	0.3	0.3	工業用地	1,000	1,000	0.3	0.3		
その他の宅地	4,300	4,500	1.0	1.1	その他の宅地	4,610	5,550	1.1	1.4		
その他	24,260	25,200	5.9	6.1	その他	20,330	21,670	4.9	5.2		
合計	414,530	414,720	100.0	100.0	合計	414,680	414,700	100.0	100.0		
市街地	5,630	5,630	—	—	市街地	5,510	5,460	—	—		
注1 10ha単位で整理している。					注1 10ha単位で整理している。						
2 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。					2 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。						
3 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。					3 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。						

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>2 地域別の概要</b></p> <p>地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然等の 県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ地域間の均衡ある発展を図る見地から、必要な基礎条件を整備し県土全体の調和ある有効利用とともに、環境の保全が図られるよう適切に対処する必要がある。</p> <p><b>（1）地域区分</b></p> <p>地域区分は、東部地域（徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町の5市9町1村）、南部地域（阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町の1市4町）及び西部地域（美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町の2市2町）とする。</p> <p><b>3 地域別の土地利用の基本方向</b></p> <p><b>（1）東部地域</b></p> <p>県都徳島市を中心とする東部地域では、既成市街地については、土地利用の高度化や低未利用地の有効活用を通じて、都市機能の集約化などコンパクトな街づくりを推進するとともに、市街地周辺部については、拡散型の土地利用を抑制し、農林業的土地利用との計画的な調整を図り、良好な市街地等の整備を図る。さらに、既成市街地及び市街地周辺部においては、緑地や水辺空間の確保を図るとともに、広域的な視点や、地域住民など多様な主体による意見が反映される手順により、景観と調和した土地利用の誘導を推進する。</p> <p>また、港湾・空港の拡張整備や高規格幹線道路等の整備など、陸海空の広域交通ネットワークの形成により、産業活動による競争力が一層強化されることから、LED関連企業の集積や産官学連携の取組を生かした新産業の創出を図るとともに、経済波及効果や雇用創出効果の高い「ものづくり産業」や情報通信関連産業を展開するための土地利用を推進する。</p> <p>一方、京阪神地域など大消費地への近接性を生かし、生鮮食料供給地として、野菜、果樹、花きなど多種多様な農業を展開し、安全・安心</p>	<p><b>2 地域別の概要</b></p> <p>地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの国土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、必要な基礎条件を整備し、国土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。</p> <p><b>（1）地域区分</b></p> <p>地域区分は、東部地域（徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町の5市9町1村）、南部地域（阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町の1市4町）及び西部地域（美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町の2市2町）とする。</p> <p><b>（2）地域別の土地利用の基本方向</b></p> <p><b>ア 東部地域</b></p> <p>県都徳島市を中心とする東部地域は、全面積は約1,240Km<sup>2</sup>で県全体の約30%にすぎないが、人口は75%以上を占めている。</p> <p>既成市街地については、既存の人口・都市機能・基盤集積を生かした効率的な都市運営を進めるため、地域の実情に応じて独自性を活かしながら、子育て・医療・介護等の生活支援サービスの集約による、快適で効率的な生活環境を重視した持続可能な市街地の形成を図るとともに、中心市街地や鉄道駅周辺等の拠点を交通ネットワークで結び、また、地域間を情報ネットワークで結び、ICTの活用により行政、医療、教育等のサービス機能の高度化を図る。</p> <p>市街地周辺部については、既存集落の維持・活性化に加え、豊かな自然の保全、農業生産基盤の整備を図り、市街地と周辺部の自然・田園が健全に調和したまちづくりを展開する。</p> <p>また、港湾・空港・高規格幹線道路等などの陸海空の広域交通ネットワークの形成により、産業活動による競争力が一層強化されることから、LED関連企業の集積や産官学連携の取組を生かした新産業の創出を図るとともに、経済波及効果や雇用創出効果の高い「ものづくり産</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p>で高品質な農林水産物のブランド化を推進するため、優良農用地を確保するとともに、効率的な生産が可能となるよう農業生産基盤の整備や農村生活環境の整備を推進する。</p> <p>また、山間地域においては、木材生産や水源のかん養等の森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備・保全を行う。</p> <p>北部沿岸域の瀬戸内海国立公園や、吉野川や眉山などすぐれた景勝地については、適正な管理の下で、自然環境の保護とふれあいの場としての利用を図るとともに、高丸山など原生的な自然の地域については、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ適正に保全する。</p> <p>さらに、土砂災害の発生や洪水時の浸水等のおそれのある地域については、災害リスクを考慮した安全な土地利用への誘導を図るとともに、防災施設等の整備や治水対策を推進する。</p> <p>また、水利用の合理化など節水型社会の構築とともに、安定した水資源の確保等の総合的な治水対策を推進する。あわせて、吉野川下流域など沿岸域における地下水の塩水化の防止等に取組み、適切な地下水管理を図る。</p> <p><b>（2）南部地域</b></p> <p>南部地域では、この地域の生活圏の中心都市である阿南市については、既成市街地における低未利用地の有効利用を促進することにより、都市機能の集約・効率化を図るとともに、市街地周辺部における農林業的土地利用との計画的な調整を図り、良好な市街地等の形成を図る。</p> <p>また、県南地域の発展や活性化のみならず、南海地震対策や救急救命医療のための「命の道」として、四国8の字ネットワークを構成する四国横断自動車道や阿南安芸自動車道の整備を進めるとともに、世界的LED企業が立地するという優位性を活かした土地利用を図るため、LEDの利活用による産業振興を促進する。</p> <p>農林水産物については、野菜や果樹等ブランド品目の作付け拡大や高品質生産を推進するとともに、那賀川や海部川の流域の平野部におい</p>	<p>業」や情報通信関連産業を展開するための土地利用を推進する。</p> <p>一方、京阪神地域など大消費地への近接性を生かし、生鮮食料供給地として、野菜、果樹、花きなど多種多様な農業を展開し、安全・安心で高品質な農林水産物のブランド化を推進するため、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、地域の特性に応じたきめ細かな農業生産基盤の整備を推進する等、食料の安全供給に不可欠な優良農地の保全・有効活用を行う。</p> <p>また、山間地域においては、木材生産や水源のかん養等の森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備・保全を行う。</p> <p>北部沿岸域の瀬戸内海国立公園や、吉野川や眉山などすぐれた景勝地については、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習を通じて自然界のルールを知り、自然の尊厳や価値を体感する場としての利用を図るとともに、原生的な自然の地域については、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ適正に保全する。</p> <p>さらに、土砂災害の発生や洪水、雨水出水による浸水等のおそれのある地域については医療施設、社会福祉施設等要配慮者が利用する施設の災害リスク低い地域への立地誘導や安全な地域への住誘導を図るとともに、防災施設等の整備や治水対策を推進する。</p> <p><b>イ 南部地域</b></p> <p>南部地域は、徳島県の東南部に位置し、全面積は約1,500Km<sup>2</sup>で県全体の36.2%を占めており、森林面積の比率が8割以上を占めている。南部地域では、この地域の生活圏の中心都市である阿南市については、既成市街地における低未利用地の有効利用を促進することにより、都市機能の集約・効率化を図るとともに、市街地周辺部における農林業的土地利用との計画的な調整を図り、良好な市街地等の形成を図る。また、「四国8の字ネットワーク」を形成し、平時は救急医療施設への搬送時間の短縮、災害時は代替道路や緊急輸送道路となる「命の道」として、さらには、県南地域の経済活動、豊かな自然や多様な地域資源を活かす観光振興に大きく寄与する四国横断自動車道や阿南安芸自動車道整備を進めるとともに、世界的LED企業が立地す</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p>ては、機能性の高い農業基盤整備を進め、水田を有効活用することによる生産性の高い土地利用を推進する。</p> <p>また那賀町や海部郡の山間地域においては、間伐材等の利用促進を図るなど豊富で成熟しつつある森林資源を活用することにより、森林の持つ多様で健全な森林の整備・保全を図る。</p> <p>さらに、農山漁村の持つ自然特性を活用したブルー（グリーン）ツーリズムなどの体験型観光や、国史跡阿波遍路道（太龍寺道、いわや道等）等の歴史文化資源等を生かした交流を促進するとともに、それら自然特性や歴史的施設等が創出する地域景観の保全・形成に向けた取組を促進する。</p> <p>また、情報通信技術を駆使し、地域の自然、文化、産業など多彩な県南地域の魅力を発信するために、その環境整備に向けた土地利用を推進する。</p> <p>一方、地域の自然植生や絶滅のおそれのある野生生物種の保護、生息地の保全を図るとともに、農林水産業への被害等野生鳥獣による人とのあつれきの防止や健全な地域個体群の維持を目指した保護管理を行い、自然と共生した適切な土地利用を図る。</p> <p>なお、近年における大型台風や集中豪雨による災害の増加・甚大化に対応した県土保全施設の整備等を推進する。特に今後30年以内に60%程度の確率で発生が予想される南海地震に備えて、津波避難施設等の整備を促進するなど、地域防災力の向上を図る。</p> <p>また、渇水に備えるため、水利用の合理化や節水意識の高揚、既存施設の有効活用など安定した水資源の確保等の総合的な対策を推進するとともに、那賀川下流域などの沿岸域における地下水の塩水化の防止等に取組み、適切な地下水管理を図る。</p>	<p>るといふ優位性を活かした土地利用を図るため、「光のまち阿南」をキーワードに、産業とマッチングした新たな観光開発など、LEDを核とした産業の振興を推進する。</p> <p>農林水産業については、南部地域の基幹農業である施設園芸において、次世代に向けた生産・流通における構造改革を推進し、ブランド品目及び育成品目等を対象に栽培、販売、流通の支援により産地強化を図るとともに、那賀川流域を中心とした汎用性の高い農地の整備や、良質な農業用水の安定供給に努める</p> <p>ことにより、ブランド産地を支援し、「もうかる農業」を実現していく。</p> <p>また、充実した森林資源を活かした木材の増産を図るため、森林施業の集約化、林道や作業道等の路網の整備やウッドソリューションセンターの活用、主伐に対応した先進林業機械の導入とオペレータの養成、効率的な木材の流通加工体制の整備等により、競争力のある生産性の高い林業・木材産業の推進に取組み、森林の持つ多様で健全な森林の整備・保全を図る。</p> <p>また、美しく豊かな自然や、自然に囲まれた暮らしのなかで育まれた歴史・文化等を活かした体験型観光の推進、海・山・川が一体となった世界に誇るべきアウトドアフィールドの提供による「アウトドアスポーツの楽園」の強化・拡充、豊かな自然の恵みである「食」による交流を促進、さらには、古民家・遊休施設を活用したサテライトオフィスの取組みなどにより、次世代につながる地域づくりを推進する。</p> <p>一方、地域の自然植生や絶滅のおそれのある野生生物種の保護、生息地の保全を図るとともに、農林水産業への被害等野生鳥獣による人とのあつれきの防止や健全な地域個体群の維持を目指した保護管理を行い、自然と共生した適切な土地利用を図る。</p> <p>また、津波をはじめとした南海トラフ巨大地震への対策、台風や集中豪雨、土砂災害等に対して、国、県、市町、住民が連携して備える体制づくりを進め、南海トラフ巨大地震による死者ゼロや津波避難困難地域解消のための避難場所や避難路の整備や地震による被害や津波の河川遡上に対する浸水被害等を軽減するための河川や海岸の堤防・水門等の耐震化の整備を促進し地域防災力の向上を図る。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>（3）西部地域</b></p> <p>西部地域では、農林水産業については、中山間地域の冷涼な気象条件を活かした野菜や花き、山菜類など適地適作を基本とした地域ブランドづくりや、畜産により生じる有機資源を活かした環境と調和した農業を推進するとともに、これらを支える農業基盤整備を進める。</p> <p>また、森林資源の活用や多面的機能が高度に発揮されるよう県産材の利用や木質バイオマスの利活用を進めるとともに、適切な森林整備・保全を図る。</p> <p>さらに、県民参加の森林づくりや森林環境教育を推進するとともに、森林ボランティア活動への支援などを通じて、多様な主体の参画を促進する。</p> <p>一方、四国三県に隣接するという地域特性をより一層活かすために、徳島自動車道路網の整備を促進する。</p> <p>また、吉野川本支流の大歩危・小歩危、祖谷溪などの渓谷美や、うだつの町並みなどの観光資源を活かし、観光交流を推進する。加えて、それらの自然特性や歴史文化的施設等が創出する環境・景観を地域共通の資産ととらえ、地域住民など多様な主体の参画による景観づくりを促進していく。</p> <p>さらに、都市住民との交流・連携などを定住に結びつけるため、都市と農山村との交流の場として、空き家や廃校など地域ストックの有効利用を図る。</p> <p>加えて、棚田や里山など地域の魅力や資源、特産品の情報を効果的に発信するため情報通信基盤整備を促進する。</p> <p>また、野生生物等を含む豊かな自然環境を守りつつ、自然公園の貴重な植生の保全と野生動物の保護を図るとともに、他方において鳥獣被害対策を推進するなど、人と野生動物が共生する土地利用を推進する。</p> <p>さらに、地質、地形等から自然災害を受けやすい地域であるため、地域防災力の強化に向けて、台風や集中豪雨、南海地震に対する防災意識の向上や災害予防対策などを講じることにより、安全で安心して暮らせる土地利用を推進する。</p>	<p><b>ウ 西部地域</b></p> <p>西部地域は、徳島県の北西部に位置し、全面積は、約1,400Km<sup>2</sup>で県全体の33.9%を占めており、森林面積の比率が8割以上を占めている。</p> <p>西部地域では、農林水産業については、中山間地域の冷涼な気象条件を活かした野菜や花き、山菜類など適地適作を基本とし、古来から伝わる急傾斜畑の伝統的な農法など独自の強みを最大限に活かした「にし阿波ブランド」の確立や、中核農家、女性、高齢者など経営体ごとの特性を活かした「にし阿波型」農業モデルと人材育成システムの確立、安定した生産や効率的な土地利用を進めるための鳥獣被害防止対策や農業基盤整備を推進する。特に、「世界農業遺産」に認定された「にし阿波の傾斜地農耕システム」については、官民を挙げた体制を構築し、その保全・継承に取り組む。また、主伐時代を向かえ豊富な森林資源を活用するため、高性能林業機械の導入や効率的な作業の出来る森林作業路網整備を進め地域材の増産体制の確立や、林業の通年就労や自然環境の保全にも適した主伐・植林・保育という「循環型林業」への転換、増産した木材の有効活用を図るための県産材の利用や木質バイオマスの利活用を進める。さらに、既存林業従事者のスキルアップ研修、主伐時代を担う若手林業従事者の育成確保策としてU I J ターン者を対象とした就業相談活動、地元高等学校との連携による林業教育やインターンシップの受け入れなどを通じて、多様な主体の参画を促進する。</p> <p>一方、四国三県に隣接するという地域特性をより一層活かすために、徳島自動車道の4車線化など広域交流の拡大のための道路網の整備を促進する。また、西日本第二の高峰剣山、吉野川本支流の大歩危・小歩危、祖谷溪などの渓谷美や、うだつの町並みなどの四国を代表する美しい景観に加え、そば米雑炊やでこまわしに代表される郷土料理、傾斜地集落の暮らしなど、にし阿波ならではの地域資源を活かし、国内外のより多くの観光客に旅行先として選ばれる「世界に通用する競争力の高い観光地域」を目指し、地域住民、民間団体、企業、行政などが連携・協働して取り組む。さらに、都市住民との交流・連携などを定住に結びつけるため、都市と農山村との交流の場として、空き家や遊休農地、</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
	<p>廃校など地域ストックの有効利用を図る。</p> <p>また、野生生物等を含む豊かな自然環境を守りつつ、自然公園の貴重な植生の保全と野生動植物の保護を図るとともに、他方において鳥獣被害防止対策を推進するなど、人と野生動物が共生する土地利用を推進する。</p> <p>さらに、地形が急峻で地質が脆弱といった地理的条件から、土砂災害危険箇所数は県下の約4割を、地すべり危険箇所数は県下の約6割を占めており、台風や集中豪雨による土砂災害が発生しやすい地域として、大規模災害時には通信や、交通の途絶による孤立が懸念されている。このため、豪雨による土砂災害・大雪など、あらゆる自然災害に対して、行政・防災関係機関・住民の密接な連携・協働のもと、防災体制の強化に向けた、事前防災・減災対策の取組みを推進する。</p> <p>また、西部防災館を防災の要とする西部健康防災公園を活用するとともに、西部総合県民局美馬庁舎の防災拠点機能の更なる強化を図り、あらゆる大災害を迎え撃つ着実な防災体制づくりを進め、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進する。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>（2）目標年次の地域別総人口</b></p> <p>計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、1に準ずるものとする。</p> <p>平成30年における東部地域の人口はおよそ57万4千人程度、南部地域の人口はおよそ10万4千人程度、西部地域の人口は8万2千人程度を前提とする。</p> <p><b>（3）地域別の規模の目標</b></p> <p>平成30年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりである。</p> <p>ア 農用地については、優良農用地を確保するとともに、効率的な利用と生産性の向上を図ることとし、全体として減少するものの、東部地域においては18,220ha、南部地域においては7,380ha、西部地域においては5,280ha程度となる。</p> <p>イ 森林については、適切な整備と保全を図ることとし、東部地域においては65,810ha、南部地域においては128,760ha、西部地域においては117,820ha程度となる。</p> <p>ウ 原野については、東部地域においては10ha、南部地域においては60ha、西部地域においては1,480ha程度となる。</p> <p>エ 水面・河川・水路については、東部地域においては8,520ha、南部地域においては4,080ha、西部地域においては3,760ha程度となる。</p> <p>オ 道路については、広域交通ネットワークの形成等必要な整備を行うことにより東部地域においては6,470ha、南部地域においては2,790ha、西部地域においては3,720ha程度となる。</p>	<p><b>3 目標年次の地域別総人口</b></p> <p>計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、1に準ずるものとする。</p> <p>平成40年における東部地域の人口はおよそ52万1千人程度、南部地域の人口はおよそ8万5千人程度、西部地域の人口は6万4千人程度を前提とする。</p> <p><b>4 地域別の規模の目標</b></p> <p>平成40年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりである。</p> <p>ア 農地については、優良農用地を確保するとともに、効率的な利用と生産性の向上を図ることとし、全体として減少するものの、東部地域においては16,000ha、南部地域においては6,130ha、西部地域においては4,540ha程度となる。</p> <p>イ 森林については、適切な整備と保全を図ることとし、東部地域においては66,460ha、南部地域においては128,290ha、西部地域においては120,110ha程度となる。</p> <p>ウ 原野等については、東部地域においては60ha、南部地域においては70ha、西部地域においては70ha程度となる。</p> <p>エ 水面・河川・水路については、東部地域においては10,650ha、南部地域においては6,680ha、西部地域においては4,290ha程度となる。</p> <p>オ 道路については、広域交通ネットワークの形成等必要な整備を行うことにより東部地域においては6,570ha、南部地域においては2,930ha、西部地域においては3,810ha程度となる。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p>カ 宅地のうち、住宅地については、人口動向や世帯数等が反映され、その拡大傾向は弱まり、東部地域においては6,780ha、南部地域においては1,480ha、西部地域においては1,510ha程度となる。</p> <p>工業用地については、東部地域においては710ha、南部地域においては340ha、西部地域においては40ha程度となる。</p> <p>その他の宅地については、経済のソフト化・サービス化の進展にともない、東部地域においては3,180ha、南部地域においては610ha、西部地域においては710ha程度となる。</p> <p>キ その他については、他の土地利用との関係から、東部地域においては14,440ha、南部地域においては4,460ha、西部地域においては6,300ha程度となる。</p> <p>ク 市街地の面積については、人口減少となるものの、全体的にはほぼ現状を維持することを見越し、東部地域においては5,330ha、南部地域においては140ha、西部地域においては160ha程度となる。</p> <p>ケ 上記利用区分別の規模の目標については、（2）で前提とした各地域の人口に関して、なお変動があることも予想されるので、流動的な要素があることを留意しておく必要がある。</p>	<p>カ 宅地のうち、住宅地については、人口動向や世帯数等が反映され減少し、東部地域においては6,780ha、南部地域においては1,470ha、西部地域においては1,570ha程度となる。</p> <p>工業用地については、東部地域においては620ha、南部地域においては330ha、西部地域においては50ha程度となる。</p> <p>その他の宅地については、東部地域においては3,790ha、南部地域においては930ha、西部地域においては830ha程度となる。</p> <p>キ その他については、他の土地利用との関係から、東部地域においては13,240ha、南部地域においては3,100ha、西部地域においては5,330ha程度となる。</p> <p>ク 市街地の面積については、人口減少となるものの、人口密度は一定程度保たれると想定することから、東部地域においては5,320ha、南部地域においては140ha程度となる。</p> <p>ケ 上記利用区分別の規模の目標については、ウで前提とした両圏別の人口に関して、なお変動があることも予想されるので、流動的な要素があることに留意しておく必要がある。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要</b></p> <p>第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりである。</p> <p>これらの措置については、安全で安心できる県土利用、環境首都を目指した県土利用、美しくゆとりある県土利用等の視点を総合的に勘案した上で実施を図る必要がある。</p> <p><b>1 公共の福祉の優先</b></p> <p>土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努める。</p> <p>このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図る。</p> <p><b>2 国土利用計画法等の適切な運用</b></p> <p>国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法である都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の適切な運用により、また、全国計画、本計画及び市町村計画等地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を行い、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。</p> <p>その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、市町村等関係行政機関相互間の適切な調整を図る。</p>	<p><b>第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要</b></p> <p>県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、国等は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。</p> <p>なお、本計画は、県、市町村などの公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。</p> <p><b>1 土地利用関連法制等の適切な運用</b></p> <p>国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法である都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の適切な運用により、また、全国計画、本計画及び市町村計画等地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を行い、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。</p> <p>その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、市町村等関係行政機関相互間の適切な調整を図る。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>3 地域整備施策の推進</b></p> <p>地域の個性や多様性を活かしつつ、県土の均衡ある発展を図るため、地域の特性を活かした地域整備施策を推進し、都市及び農山漁村における総合的環境の整備を図る</p> <p>その際、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展を図ることに留意する。</p> <p>また、事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮する。</p> <p><b>4 安全で安心な県土の形成</b></p> <p><b>（1）治水・防災対策、水資源の確保</b></p> <p>県土の保全と安全性の確保のため、水系ごとの治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性、風水害・高潮及び地震・津波への対応に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備を推進する。</p> <p>特に、今後30年以内に60%程度の確率で発生すると予測される南海地震に備え、地震・津波対策を最重要かつ緊急の課題として取り組む必要があるため、地域防災力の強化を図るとともに、建築物の耐震化の促進、海岸保全施設の補強・整備の促進、浸水予測図等の作成による住民等への周知等総合的な対策を図っていく。</p> <p>また、渇水に備えるため、節水や水の循環利用の促進、安定した水資源の確保等の総合的な対策を推進する。</p> <p><b>（2）森林の適切な管理</b></p> <p>森林の持つ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、流域を基本的な単位として、地域特性に応じて、間伐を始めとする森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設<sup>※</sup>の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図る。</p>	<p><b>2 県土の保全と安全性の確保</b></p> <p><b>ア 治水・防災対策、水資源の確保</b></p> <p>あらゆる大規模自然災害に備え、県土の保全と安全性の確保のため、水系ごとの治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性、風水害・高潮及び地震・津波への対応に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備を推進する。</p> <p>また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進する</p> <p>さらに、渇水等に備えるためにも、水の安定的かつ効率的な利用、再生水等の利用、水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進する。</p> <p><b>イ 森林の適切な管理</b></p> <p>森林の持つ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、「徳島県豊かな森林を守る条例」に基づき、適切な保育、間伐などの森林整備を推進するとともに、目的不明確な森林売買の未然防止を目的に、森林の売買等に関</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p>その際、高性能林業機械<sup>※1</sup>の導入や林道・作業道などの路網整備、県産材の利用並びに生産、流通及び加工段階における条件整備、林業の担い手の育成等を進めるとともに、森林管理への県民の理解と多様な主体の参加、山村における生活環境の向上を図るなど、森林管理のための基礎条件を整備する。</p> <p><b>（3）安全性の向上</b></p> <p>県土レベルでの安全性を高めるため、基幹的交通、通信ネットワークの代替性の確保、諸機能の分散等を図る。</p> <p>また、地域レベルにおける安全性を高めるため、市街地等において、災害に配慮した土地利用への誘導、県土保全施設や地域防災拠点の整備、諸機能の分散配置、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化、危険地域についての情報の周知等を図る。</p>	<p>して事前届出を義務づける。</p> <p>また、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、森林法に基づく保安林の適切な指定・管理に加えて、「徳島県豊かな森林を守る条例」に基づき「第一種森林管理重点地域（とくしま県版保安林）」を指定し、既設保安林と一体的に管理することで重要な森林の維持保全を図るとともに治山施設の整備等を推進する。</p> <p>その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図る。</p> <p><b>ウ ライフライン等の安全性の向上</b></p> <p>中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図る。また、日本海側と太平洋側との連携を進めること等により、多重性・代替性を確保する。</p> <p><b>エ 都市の安全性の向上</b></p> <p>都市における安全性を高めるため、市街地等において、河川や内水の氾濫防止対策、津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化及び道路における無電柱化などの対策を進める。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
	<p><b>3 持続可能な国土の管理</b></p> <p><b>ア 都市の集約化</b></p> <p>都市の集約化に向け、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進する。また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の再生・活性化等によるネットワークの整備を行う。</p> <p>生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる中山間地域等の集落地域においては、「小さな拠点」の形成を推進するため、地域の状況に応じ、日常生活に不可欠な施設等を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつなぐ取組を進める。</p> <p><b>イ 農地の確保</b></p> <p>食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに県土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。また、利用度の低い農地について、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。さらに、農業の雇用促進と6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取組等を支援する。</p> <p><b>ウ 森林の管理</b></p> <p>持続可能な森林管理のため、「林業プロジェクト」の推進により、施業集約化の加速化や地域の状況に応じた路網整備等による県産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築並びに再生林、間伐等の森林の適切な整備及び保全等を図るとともに、「徳島県県産材利用促進条例」に基づき、県産材の需要拡大に努め、林業の成長産業化を進める。</p> <p>また、多様で健全な森林を育成するため、市町村と連携し、「新たな森林管理システム」を円滑に運用することにより、間伐、広葉樹林の整備及び複層林への誘導による適正な森林整備を推進する。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>5 環境の保全と美しい県土の形成</b></p> <p><b>（4）水環境の保全</b></p> <p>農用地や森林の適切な維持管理，雨水の地下浸透の促進，環境用水<sup>*1</sup>の確保，下水道等の整備・促進，水辺地等の保全による河川，沿岸域等の自然浄化能力の維持・回復，地下水の適正な利用等を通じ，水環境<sup>*2</sup>への負荷を低減し，健全な水循環系の確保を図る。</p> <p>特に，瀬戸内海等の閉鎖性水域<sup>*3</sup>に流入する流域において，水質保全に資するよう，生活排水や工場排水などによる汚濁負荷と，市街地・農地などの面源負荷<sup>*4</sup>の削減を同時に進めるとともに，緑地の保全を始めとする自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用に努める。</p> <p>また，土壤汚染の防止と汚染土壌による被害の防止に努める。</p> <p><b>（6）美しい山河や海岸の保全</b></p> <p>安全・環境・景観に配慮しつつ，下流への土砂供給や海岸浸食対策など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を通じて，土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る</p> <p>また，土砂採取に当たっては，環境・景観の保全や経済社会活動などに配慮しつつ適切な管理を図る。</p> <p><b>（7）良好な景観等の保護</b></p> <p>遍路道やうだつの町並みを始めとする歴史的・文化的遺産の保存を行うとともに，文化財の保護等を図るため，開発行為等の規制を行う。</p> <p>また，都市においては，美しく良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観，農山漁村においては，二次的自然としての景観の維持・形成を図る。</p>	<p><b>エ 水環境の保全</b></p> <p>健全な水循環の維持又は回復に向け、関係者の連携による流域の総合的かつ計画的な水管理を推進するとともに、貯留・涵養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ計画的に進める。</p> <p><b>オ 美しい山河や海岸の保全</b></p> <p>海岸の保全を図るため、下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行う。</p> <p><b>カ 良好な景観等の保護</b></p> <p>美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざした自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図る。また、古道（遍路道）や伝統的建造物群保存地区・重要文化的景観など歴史的風土の保存を図るため開発行為等の規制を行う。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備考
<p><b>（5）自然環境の保全</b></p> <p>高い価値を有する原生的な自然については、国立公園、国定公園及び県立自然公園制度等を活用し適正な行為規制や公有地化により厳正な保全を図る。</p> <p>野生生物の生息・生育、自然風景、希少性等の観点からみてすぐれている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。二次的な自然については、適切な農林漁業活動や多様な主体による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。</p> <p>自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上・量的確保を図る</p> <p><b>（8）環境影響評価<sup>1</sup>等の推進</b></p> <p>良好な環境を確保するため、公共事業の計画段階等において環境保全上の配慮を行うこと、開発行為等について必要に応じ環境影響評価を実施することなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。</p>	<p><b>4 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保</b></p> <p><b>ア 自然環境の保全・再生</b></p> <p>高い価値を有する原生的な自然については、国立公園、国定公園及び県立自然公園制度等を活用し適正な行為規制や公有地化により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。二次的な自然については、適切な農林水産業活動、多様な主体による保全活動の促進や支援の仕組みづくり、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。</p> <p>自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図る。</p> <p><b>イ 野生生物への配慮</b></p> <p>県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、工場緑地等において企業等による自主的な取組を促進させる仕組みを検討する。</p> <p><b>ウ 生物多様性の確保</b></p> <p>「生物多様性とくしま戦略」に基づき、森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。また、生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等を踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用する。これらを含めた県、市町村など様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの形成に関する計画を段階的・有機的に形づくることにより、県土全体の生態系ネットワークの形成へつなげる。</p> <p><b>エ 環境への影響調査・研究の推進</b></p> <p>自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を念頭に保全を進めるため、生態系や種の分布等の変化の状況をよりの確に把握するためのモニタリングや、国民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進する</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備考
<p><b>（5）自然環境の保全</b></p> <p>さらに、野生鳥獣による被害の防止や健全な地域個体群の維持を図るため、科学的・計画的な保護管理を図る</p> <p>この場合、いずれの地域においても、生 の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止やエコロジカル・ネットワークの形成に配慮する。</p> <p>また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する。</p> <p><b>（1）低炭素社会の実現</b></p> <p>温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の実現を目指すため、徳島県地球温暖化対策推進条例に基づき、再生可能エネルギーの導入や低炭素型物流体系の形成などの発生源対策、都市における緑地・水面等の効率的な配置や森林の整備・藻場の造成などの吸収源対策等の施策を講ずることにより、環境負荷の小さな都市等の構造や経済社会システムの形成に向けて適切な土地利用を図る。</p>	<p><b>オ 自然生態系を活用した防災・減災対策の推進</b></p> <p>自然生態系が有する非常時の防災・減災機能や、その機能の利用による長期的なコストの評価や検証等を行い、各地域の特性に応じた計画や事業を通じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。</p> <p><b>カ 豊かな自然等を活かした観光の推進</b></p> <p>県は、鳴門の渦潮、剣山など豊かな自然、こうした環境の中で育てられたなると金時、すだち、阿波尾鶏など豊富な食材、阿波おどり、阿波藍といった伝統文化や産業やうだつの町並み、祖谷のかずら橋と言った文化財など魅力ある多様な観光資源を有している。</p> <p>これらの観光資源を活かした体験型ツーリズムを推進し、観光関連産業全体の振興を図る。</p> <p>また、国内はもとより訪日外国人の関心も高いことから、多言語化を含む戦略的な情報発信及び電子決済システムやWi-Fi環境の整備といった受入環境の整備により、国内外からの観光客の増加を図る。</p> <p><b>キ 野生鳥獣による被害防止と侵略的外来種の定着防止のための調査研究の推進</b></p> <p>野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵等の整備や集落ぐるみによる防護対策、加害鳥獣の狩猟等の捕獲及び鳥獣の保護・管理を行う人材育成等の推進や、捕獲個体のジビエとしての利活用を推進し、加害鳥獣の適正管理の実現を図る。</p> <p>また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぐため、完全排除を基本としつつ、防除手法などの開発に努め、その他防除に必要な調査研究を行う。</p> <p><b>ク 脱炭素社会の実現</b></p> <p>脱炭素社会の実現を目指して徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例に基づき、地球温暖化等への対策を加速させるため、太陽光・バイオマス等の自然エネルギーや再生可能エネルギーや究極のクリーンエネルギー水素の導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。また、森林整備等の森林吸収源対策の着実な実施に取り組む。さらに、公共交通機関の利用促進を進める。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>（3）生活環境の保全</b></p> <p>生活環境の保全を図るため、大気汚染、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、緑地帯の設置、倉庫、事業所等の適切な施設の誘導等により土地利用の適正化を図る。</p> <p>また、緩衝緑地の設置や住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進める。</p> <p><b>（2）循環型社会の形成</b></p> <p>循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のいわゆる「3R」を一層推進するとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、適切な土地利用を図る。</p> <p>また、廃棄物の不適正処理の防止や、行政処分の徹底など適切な処理の確保に努める。</p> <p><b>7 土地の有効利用の促進</b></p> <p><b>（7）低未利用地</b></p> <p>低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、農用地としての活用を積極的に促進するとともに、地域の状況に応じて森林等農用地以外への転換を図る。</p> <p>また、農用地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には県土の有効利用の観点から優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ適正な活用を促進する。</p>	<p><b>ケ 生活環境の保全</b></p> <p>県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等に対して引き続き対策を行う。</p> <p>また、工場・事業所等から排出される化学物質等による県民の生活環境への影響に配慮した操業とすることを推進する。特に、閉鎖性水域に流入する流域においては、水質保全に資するよう工場・事業場排水等の点源負荷の削減対策を推進する。</p> <p><b>コ 循環型社会の形成</b></p> <p>循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進める等、持続可能な資源利用を推進する。また、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、適切な土地利用を図る。</p> <p>さらに、廃棄物の不適正処理の防止や、行政処分の徹底など適切な処理の確保に努める。</p> <p><b>5 土地の有効利用の促進</b></p> <p><b>ア 低・未利用地</b></p> <p>市街地における低・未利用地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る。特に、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングや空き家等を居住環境の改善及び地域の活性化に資する施設等に改修するなど利活用を促進する。</p> <p>また、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除却等の措置を促進する。改修や除却については、必要な支援措置を行っていく。あわせて、住宅の長寿命化や中古住宅の市場整備等を推進することなどにより、既存住宅ストックの有効活用を進める。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>（4）道路</b></p> <p>道路については、電気や水道などの公共・公益施設の地下空間への設置、道路緑化等を推進して、良好な道路景観の形成を図るとともに道路空間の有効利用を図る。</p> <p>また、交通の安全と円滑を確保するため、交通安全施設の整備及び交通危険箇所等の改良を図るとともに、的確な交通管理を推進する。</p> <p><b>（6）工業用地</b></p> <p>工業用地については、情報化やグローバル化の進展等にもなう産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向を踏まえ、高度情報通信、研究開発、産業・物流等に関する社会基盤の戦略的、総合的な整備を促進するとともに、質が高くコストの低い工業用地の整備を計画的に進める。</p> <p>その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。また、未分譲工業団地や工場跡地等の利用の促進を図る。</p> <p><b>（1）農用地</b></p> <p>農用地については、本県の生鮮食料供給地としての発展のため、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の利用集積を図る。</p> <p>また、利用度の低い農用地について、多様な主体による農業参入や、不作付地の解消、裏作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。</p>	<p><b>イ 道路</b></p> <p>道路については、電気や水道などの公共・公益施設の地下空間への設置や無電柱化、既存道路空間の再配分などにより、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による、良好な道路景観の形成を図る。また、交通の安全と円滑を確保するため、交通安全施設の整備及び交通危険箇所等の改良を図るとともに、的確な交通管理を推進する。</p> <p><b>ウ 工業用地</b></p> <p>工業用地については、高度情報通信、研究開発、産業・物流等に関する社会基盤の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。また、工場跡地等の有効利用について、関係機関と連携して促進する。</p> <p><b>エ 所有者不明土地</b></p> <p>都市への人口移動が進む中で、地方を中心に、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障を来すおそれもあるため、その増加の防止や円滑な利活用等を図ることを目的として制定された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」にのっとり必要な手立てを講じる。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>（2）森林</b></p> <p>森林については、その多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備・保全を行うとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図る。</p> <p>また、美しい景観や、自然とのふれあい、保健休養・癒しの場として価値の高い森林については、森林環境教育や、レクリエーション利用の場として総合的な利用を図る。</p> <p>さらに、森林の整備を推進する観点から、県産材の利用や、木質バイオマス<sup>*1</sup>の利活用を促進する</p> <p><b>（3）水面・河川・水路</b></p> <p>水面・河川・水路については、治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。</p> <p><b>（5）住宅地</b></p> <p>住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。</p> <p>また、既存ストックの有効活用やすべての人が利用しやすいユニバーサルデザイン<sup>*2</sup>の導入による中心市街地における街なか居住の促進、住宅の長寿命化や既存住宅の市場整備を通じて、持続的な利用を図る。</p> <p>さらに、既存市街地においては、低未利用地の活用等による市街地の再開発等を促進するとともに、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、住宅地の高度利用に努める。</p> <p><b>（8）良好な土地管理と有効な土地利用への誘導</b></p> <p>土地の所有者が良好な土地管理と有効な土地利用を図るよう誘導する。あわせて、定期借地権制度<sup>*3</sup>の活用等による有効な土地利用を図る。</p> <p>特に市街化区域内農地について、宅地化するものと保全するものの区分を踏まえ、これらを活用した計画的なまちづくりを推進する。</p>		

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>6 土地利用の転換の適正化</b></p> <p><b>(1) 土地利用転換の基本</b></p> <p>土地利用の転換を図る場合には、一旦転換すれば元の状態には容易に戻らないことを十分に認識し、周辺に与える影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。</p> <p>また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。</p> <p>農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が増加していることにかんがみ、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とする。</p> <p><b>(2) 農用地の利用転換</b></p> <p>農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分配慮する。</p> <p><b>(3) 森林等の利用転換</b></p> <p>森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養<sup>*</sup>と林業経営の安定に留意しつつ、災害の防止、環境の保全等という森林の公益的機能の低下を防止することに配慮して、周辺の土地利用との調整を図る。</p> <p>また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。</p> <p><b>(4) 大規模な土地利用の転換</b></p> <p>大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。また、周辺の土地利用との調整を行いつつ、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想などの地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。</p>	<p><b>6 土地利用転換の適正化</b></p> <p><b>ア 土地利用転換の基本</b></p> <p>土地利用の転換を図る場合には、一旦転換すれば元の状態には容易に戻らないことを十分に認識し、周辺に与える影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。</p> <p>また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。</p> <p>特に、人口減少下にも関わらず自然的土地利用等から都市的土地利用への転換が依然として続いている一方、都市の低・未利用地や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用を通じて、自然的土地利用等からの転換を抑制する。</p> <p><b>イ 大規模な土地利用の転換</b></p> <p>大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。また、周辺の土地利用との調整を行いつつ、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>（5）混住地域における土地利用の転換</b></p> <p>農山漁村における混住化<sup>91</sup>の進行する地域等において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保すること等により、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図る。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、制度の的確な運用等の検討を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。</p> <p><b>9 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発</b></p> <p>県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査、土地基本調査、自然環境保全基礎調査<sup>92</sup>等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。</p> <p>また、高齢化や不在村化の進展により森林や農地等において境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備等の取組を推進する。</p> <p>さらに、県民の県土に対する理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。</p>	<p><b>ウ 混住地域における土地利用の転換</b></p> <p>農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域または混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図る。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図る。</p> <p><b>7 県土に関する調査の推進</b></p> <p>県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査、土地基本調査、自然環境保全基礎調査<sup>93</sup>等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。</p> <p>地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化を始めとして、土地取引、民間開発・国土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組である。地籍調査の主な実施主体である市町村は、第6次国土調査事業十箇年計画で示された目標事業量に基づく毎年度の事業計画に従って地籍調査を行っており、県は、市町村への財政支援等を通じ、地籍調査の計画的な実施を促進する。これに加えて、南海トラフ地震等の被災想定地域における地籍整備を重点的に実施するほか、山村では世代交代の際に境界情報が十分に継承されないことなどを背景に境界確認に必要な情報が喪失しつつあるため、山村における地籍整備の効率的な実施等に取り組む。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>10 指標の活用と進行管理</b></p> <p>適切な県土の利用に資するため、計画の推進等に当たって、各種指標の活用を図る。</p> <p>また、今後の県土の利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、計画策定より概ね5年後に計画の総合的な点検を行う。</p> <p><b>8 多様な主体の参画による県土の管理</b></p> <p>土地所有者以外の者が、それぞれの特長を活かして県土の管理に参加することにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な県土の利用に資する効果が期待できる。</p> <p>このため、国や県、市町村による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森林づくり活動、棚田等を始めとする農地の保全管理活動への参加、地産地消や県産材の利用の促進、協働の森づくり事業<sup>*1</sup>等の緑化活動に対する寄付など、所有者、地域住民、企業、NPO法人(特定非営利活動法人)、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により県土の適切な管理に参画していく、県土の県民的経営の取組を推進する。</p>	<p><b>8 計画の効果的な推進</b></p> <p>計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、国土利用をとりまく状況や国土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じる。</p> <p><b>9 県土の県民的経営の推進</b></p> <p>県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や都道府県、市町村による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、棚田等をはじめとする農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により県土の適切な管理に参画する「県土の県民的経営」の取組を推進する。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>4 土地利用の原則</b></p> <p>土地利用は、土地利用基本計画図に示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行わなければならない。</p> <p>また、個別法の規制の及ばない五地域のいずれにも属さない地域（以下「白地」という。）あるいは今後開発行為等によって生じる白地地域において、無秩序な開発が懸念されることとなった場合には、当該地域の特性及び周辺地域との関連性を考慮して他の個別規制法の区域・地域の指定による措置を検討していくなど、適正な土地利用の規制・誘導を図っていく。</p> <p><b>（1）都市地域</b></p> <p>都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域である。</p> <p>都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保・形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地については、土地利用の高度化や低未利用地の有効活用を図るとともに、市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域で市街化区域内のものを除く。以下同じ。）においては、居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。</p> <p>また、都市内の都市機能の集約拠点とその他の地域とを、公共交通ネットワークにより有機的に連携させる集約型の都市構造等を目指すコンパクトなまちづくりを実現していくために、市街地外縁部における都市機能の無秩序な拡散を抑制していく。</p> <p>ア 市街化区域においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該区域内の樹林地、水辺地等で良好な生活環境を維持するために不可欠な自然環境を形成しているものについては、積極的に保護、育成を図る。</p> <p>また、市街化区域内の農地については、良好な都市環境の形成の観点からも、保全を視野に入れながら、計画的な利用を図る。</p>	<p><b>第4 土地利用の原則</b></p> <p>土地利用は、土地利用基本計画図に示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行わなければならない。</p> <p>また、個別法の規制の及ばない五地域のいずれにも属さない地域（以下「白地」という。）あるいは今後開発行為等によって生じる白地地域において、無秩序な開発が懸念されることとなった場合には、当該地域の特性及び周辺地域との関連性を考慮して他の個別規制法の区域・地域の指定による措置を検討していくなど、適正な土地利用の規制・誘導を図っていく。</p> <p><b>1 都市地域</b></p> <p>都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域である。</p> <p>都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保・形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地については、土地利用の高度化や低未利用地の有効活用を図るとともに、市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域で市街化区域内のものを除く。以下同じ。）においては、居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。</p> <p>また、都市内の都市機能の集約拠点とその他の地域とを、公共交通ネットワークにより有機的に連携させる集約型の都市構造等を目指すコンパクトなまちづくりを実現していくために、市街地外縁部における都市機能の無秩序な拡散を抑制していく。</p> <p>ア 市街化区域においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該区域内の樹林地、水辺地等で良好な生活環境を維持するために不可欠な自然環境を形成しているものについては、積極的に保護、育成を図る。</p> <p>また、市街化区域内の農地については、良好な都市環境の形成の観点からも、保全を視野に入れながら、計画的な利用を図る。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p>イ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとする。</p> <p>ウ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用は、市街化区域内における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、自然環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。</p> <p><b>（2）農業地域</b></p> <p>農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。</p> <p>農業地域の土地利用については、農用地が食料を供給するための最も基礎的な資源であり、良好な生活環境を構成する要素であることから、現況農用地は極力保全し耕作放棄地の発生を抑制するとともに、有効利用と生産性の向上等を図ることとし、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとする。</p> <p>ア 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることから、土地改良等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。</p> <p>イ 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は、後順序に転用されるよう努めるものとする。</p>	<p>イ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとする。</p> <p>ウ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用は、市街化区域内における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、自然環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。</p> <p><b>2 農業地域</b></p> <p>農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。</p> <p>農業地域の土地利用については、農用地が食料を供給するための最も基礎的な資源であり、良好な生活環境を構成する要素であることから、現況農用地は極力保全し耕作放棄地の発生を抑制するとともに、有効利用と生産性の向上等を図ることとし、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとする。</p> <p>ア 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることから、土地改良等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。</p> <p>イ 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は、後順序に転用されるよう努めるものとする。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p>また、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。</p> <p>ウ 集団的で優良な農地を保全しつつ、農業の担い手への農地の集約化等の支障を生じさせる農用地区域の除外は抑制する。</p> <p>この場合、その位置・規模等の適切性や農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすことのないよう十分配慮する。</p> <p><b>（3）森林地域</b></p> <p>森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。</p> <p>森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を有するとともに、県土保全等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることから、無秩序な開発や県土資源の争奪を防ぐため必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が最高度に発揮されるよう整備を図るものとする。</p> <p>その際、市町村や関係団体等が連携した森林の公有林化の推進、多様な主体の参画による森林管理、保安林制度や開発許可制度の適正な運用等を図っていく。</p> <p>ア 保安林（森林法第25条第1項並びに第25条の2第1項及び第2項による保安林をいう。以下同じ。）については、県土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るとともに、他用途への転用は行わないものとする。</p> <p>イ 保安林以外の森林地域については、多面的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。</p> <p>なお、森林を他用途へ転用する場合には、</p>	<p>また、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。</p> <p>ウ 集団的で優良な農地を保全しつつ、農業の担い手への農地の集約化等の支障を生じさせる農用地区域の除外は抑制する。</p> <p>この場合、その位置・規模等の適切性や農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすことのないよう十分配慮する。</p> <p><b>3 森林地域</b></p> <p>森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。</p> <p>森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を有するとともに、県土保全等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることから、無秩序な開発や不適正な利用を防ぐために必要な森林の確保及び適正な管理を図るとともに、森林の有する諸機能が最高度に発揮されるよう整備を図るものとする。</p> <p>その際、市町村や関係団体等が連携した森林の公有林化の推進や多様な主体の参画による森林管理、保安林制度や開発許可制度の適正な運用等を図っていく。</p> <p>ア 保安林（森林法第25条第1項並びに第25条の2第1項及び第2項による保安林をいう。以下同じ。）については、県土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るとともに、他用途への転用は行わないものとする。</p> <p>イ 保安林以外の森林地域については、多面的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。</p> <p>なお、森林を他用途へ転用する場合には、</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p>森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとする。</p> <p>また、水源かん養の観点から保全すべき水源地域においては、保安林の指定を検討するほか、保安林に指定されていない地域森林計画対象民有林の場合には、開発許可に当たって森林の現に有する水源のかん養機能からみて、当該開発行為により流域における健全な水循環系の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないよう適切に判断するとともに、必要に応じ条件を附す。その際、関係機関が連携しながら対応していく。</p> <p><b>（4）自然公園地域</b></p> <p>自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。</p> <p>自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健休養及び自然保護意識の啓発に資するものであることから、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。</p> <p>ア 特別保護地区（自然公園法第21条第1項の特別保護地区をいう。）については、その指定の趣旨に即して、その景観の厳正な維持を図るものとする。</p> <p>イ 特別地域（自然公園法第20条第1項又は徳島県立自然公園条例第21条第1項による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致又は景観の維持を図るため、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。</p> <p>ウ その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用については、極力避けるものとする。</p>	<p>森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとする。</p> <p>また、水源かん養の観点から保全すべき水源地域においては、保安林や徳島県豊かな森林を守る条例による第一種森林管理重点地域の指定を検討するほか、保安林に指定されていない地域森林計画対象民有林の場合には、開発許可に当たって森林の現に有する水源のかん養機能からみて、当該開発行為により流域における健全な水循環系の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないよう適切に判断するとともに、必要に応じ条件を附す。その際、関係機関が連携しながら対応していく。</p> <p><b>4 自然公園地域</b></p> <p>自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。</p> <p>自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健休養及び自然保護意識の啓発に資するものであることから、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。</p> <p>ア 特別保護地区（自然公園法第21条第1項の特別保護地区をいう。）については、その指定の趣旨に即して、その景観の厳正な維持を図るものとする。</p> <p>イ 特別地域（自然公園法第20条第1項又は徳島県立自然公園条例第21条第1項による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致又は景観の維持を図るため、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。</p> <p>ウ その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用については、極力避けるものとする。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>（5）自然保全地域</b></p> <p>自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。</p> <p>自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、広く県民がその恩恵を享受するとともに、将来にわたって県民に自然環境を継承することができるよう積極的に保全を図るものとする。</p> <p>ア 原生自然環境保全地域（自然環境保全法第14条第1項による原生自然環境保全地域をいう。）においては、その指定の趣旨から、自然の推移にゆだねるものとする。</p> <p>イ 特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は徳島県自然環境保全条例第28条第1項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨から、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。</p> <p>ウ その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする</p>	<p><b>5 自然保全地域</b></p> <p>自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。</p> <p>自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、広く県民がその恩恵を享受するとともに、将来にわたって県民に自然環境を継承することができるよう積極的に保全を図るものとする。</p> <p>ア 原生自然環境保全地域（自然環境保全法第14条第1項による原生自然環境保全地域をいう。）においては、その指定の趣旨から、自然の推移にゆだねるものとする。</p> <p>イ 特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は徳島県自然環境保全条例第28条第1項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨から、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。</p> <p>ウ その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>第2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針</b></p> <p>都市地域，農業地域，森林地域，自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては，次に掲げる調整指導方針に即し，また，3以上の地域が重複する地域においては，次に掲げる調整指導方針からみた優先順位，指導方向等を考慮して，第1の2に掲げる地域類型別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。</p> <p><b>1 都市地域と農業地域とが重複する地域</b></p> <p>(1) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合は，農地としての利用を優先するものとする。</p> <p>(2) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合は，土地利用の現況に留意しつつ，農業上の利用との調整を図りながら都市的利用を認めるものとする。</p> <p><b>2 都市地域と森林地域とが重複する地域</b></p> <p>(1) 都市地域と保安林の区域とが重複する場合は，保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p>(2) 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域が重複する場合は，原則として都市的な利用を優先するが，緑地としての森林の保全に努めるものとする。</p> <p>(3) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合は，森林としての利用の現況に留意しつつ，森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。</p>	<p><b>第5 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針</b></p> <p>都市地域，農業地域，森林地域，自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては，次に掲げる調整指導方針に即し，また，3以上の地域が重複する地域においては，次に掲げる調整指導方針からみた優先順位，指導方向等を考慮して，第1の2に掲げる地域類型別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。</p> <p><b>1 都市地域と農業地域とが重複する地域</b></p> <p>(1) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合は，農用地としての利用を優先するものとする。</p> <p>(2) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合は，土地利用の現況に留意しつつ，農業上の利用との調整を図りながら都市的利用を認めるものとする。</p> <p><b>2 都市地域と森林地域とが重複する地域</b></p> <p>(1) 都市地域と保安林の区域とが重複する場合は，保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p>(2) 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域が重複する場合は，原則として都市的な利用を優先するが，緑地としての森林の保全に努めるものとする。</p> <p>(3) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合は，森林としての利用の現況に留意しつつ，森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>3 都市地域と自然公園地域とが重複する地域</b></p> <p>(1) 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合は、自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的利用を図っていくものとする。</p> <p>(2) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合は、自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p> <p>(3) 市街化区域及び用途地域以外の都市区域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合は、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p><b>4 都市地域と自然保全地域とが重複する地域</b></p> <p>(1) 市街化区域及び用途地域以外の都市区域と特別地区とが重複する場合は、自然環境の保全を優先するものとする。</p> <p>(2) 市街化区域及び用途地域以外の都市区域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合は、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p><b>5 農業地域と森林地域とが重複する地域</b></p> <p>(1) 農業地域と保安林の区域とが重複する場合は、保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p>(2) 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合は、原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。</p> <p>(3) 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合は、森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとする。</p>	<p><b>3 都市地域と自然公園地域とが重複する地域</b></p> <p>(1) 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合は、自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的利用を図っていくものとする。</p> <p>(2) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合は、自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p> <p>(3) 市街化区域及び用途地域以外の都市区域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合は、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p><b>4 都市地域と自然保全地域とが重複する地域</b></p> <p>(1) 市街化区域及び用途地域以外の都市区域と特別地区とが重複する場合は、自然環境の保全を優先するものとする。</p> <p>(2) 市街化区域及び用途地域以外の都市区域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合は、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p><b>5 農業地域と森林地域とが重複する地域</b></p> <p>(1) 農業地域と保安林の区域とが重複する場合は、保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p>(2) 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合は、原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。</p> <p>(3) 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合は、森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとする。</p>	

第4次 県計画	土地利用計画（仮称）	備 考
<p><b>6 農業地域と自然公園地域とが重複する地域</b></p> <p>(1) 農業地域と特別地域とが重複する場合は、自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p> <p>(2) 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合は、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p><b>7 農業地域と自然保全地域とが重複する地域</b></p> <p>(1) 農業地域と特別地区とが重複する場合は、自然環境の保全を優先するものとする。</p> <p>(2) 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合は、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p><b>8 森林地域と自然公園地域とが重複する地域</b></p> <p>両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p><b>9 森林地域と自然保全地域とが重複する地域</b></p> <p>両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p>	<p><b>6 農業地域と自然公園地域とが重複する地域</b></p> <p>(1) 農業地域と特別地域とが重複する場合は、自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p> <p>(2) 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合は、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p><b>7 農業地域と自然保全地域とが重複する地域</b></p> <p>(1) 農業地域と特別地区とが重複する場合は、自然環境の保全を優先するものとする。</p> <p>(2) 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合は、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p><b>8 森林地域と自然公園地域とが重複する地域</b></p> <p>両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p><b>9 森林地域と自然保全地域とが重複する地域</b></p> <p>両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p>	
<p><b>第3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画</b></p> <p>別表に掲げる公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が促進されるよう土地利用上配慮するものとする</p>		